

メッセージ

あすの会関西大会の開催、おめでとうございます。

会員の皆さんと久しぶりでお会いすることを楽しみにしていましたが、あいにく風邪をこじらせて出席できなくなり、残念でなりません。

あすの会は、この13年間、犯罪被害者等基本法の制定や被害者の刑事司法参加をはじめ、犯罪被害者のための司法実現のために力を尽くして参りました。しかし、犯罪被害者が最も望み、国民の86パーセントが支持する死刑制度を廃止すべきだとして、執拗に運動する人たちがおります。その人たちの殆どは、犯罪とは無縁の幸せな人たちであります。

私はその人たちに言いたい。「死刑をなくすることは簡単です。凶悪犯罪を起こさせないようにしなさい」と。凶悪犯罪は起こさせる、死刑は廃止させる、こんな馬鹿なことがありますか。

今日は、凶悪犯罪の被害者のご遺族から被害の実情や思いの丈を存分に語って頂くとともに、弁護士や場内の人たちと死刑について活発な意見を戦わせ、犯罪被害者のための正義の実現に向けた大会になることを期待しております。ありがとうございました。

あすの会 顧問 岡村 勲

2. 被害者の叫び

家族の生命を奪われた5人の凶悪犯罪の被害者遺族が、凄惨な被害の実情と現在の法制度の問題を語りました。あすの会が、死刑制度をなぜ支持するのか、この叫びを聞けば誰もが納得するのではないのでしょうか。

凶悪な犯人は極刑をもって償いを

清家 政明

平成23年3月12日夕方、娘は調剤薬局で勤務中に同僚の男性薬剤師によって刺殺されました。犯人は数ヶ月前から鞆に包丁を忍ばせ、「誰でもよかった」と機会をうかがっていたのです。包丁が曲がってしまうほどの激しさと20箇所余りを刺されました。白衣は血で染まり、黒いコートのように見えました。犯人はその後、薬局の防犯システムを作動させ施錠をして帰宅し、翌朝逮捕されるまで、風呂に入りネットやゲームをしていました。

一方、娘の夫は、妻が帰宅時間を過ぎても連絡が取れないことに不安を感じ、夜更けに勤務先まで探しに出かけました。そして日付が変わった頃、薬局内で血まみれになって倒れている妻の姿を発見したのです。人生が暗転してしまい、後遺症は未だ完治していません。

事件から一年後の裁判員裁判では、被告は裁判長の問いかけにも黙秘を続けました。被害者参加人とし

て出廷した私たち遺族は「極刑（死刑）」を望みましたが、判決は「無期懲役」でした。

検察庁から半年ごとの加害者の処遇通知が届きます。記載内容は、執行終了予定時期、収容先、作業名や改善指導、その他です。それは、単に犯人の生死の確認ができるだけであり、反省や償いの様子は記されていません。加害者は死ぬまでの時間に制限を受けるものの、世情に関係なく日々を過ごすことができるのです。

加害者が、自分の行為を悔やんだとしても、その罪を償うことはできません。刑に服し、改心し、善人になったとしても、それはその人間に限ったことで、被害者や遺族には何らの価値も見いだせないのです。

私たちはかけがえのない家族を喪ったのであり、この事実は未来永劫消えることは無いのです。加害者がどうなろうと、存在そのものが疎ましいのです。せめて加害者がこの世からいなくなれば、加害者に対して考える必要がなくなり、娘に思いを寄せるのみとなるのです。

殺人は、加害者の手前勝手な屁理屈による最低の行為です。然らば極刑をもって償われるべきです。

残忍な犯人を絶対に許せない

鈴木 結衣(仮名)

今から約2年前に母が妹の元交際相手に強盗目的で殺害されました。母や妹には何の落ち度もありませんでした。被告人は証拠隠滅や死亡時期を偽る為に、母の遺体をバラバラに切断した上で、骨から全ての組織を取り除き、頭蓋骨や手足の骨のごく一部を奈良県の生駒山の藪の中に遺棄し、筋肉や内臓などの一部を腐った肉だと偽り、ゴミ収集車の人に渡しました。生駒山で見つかった頭蓋骨は、歯は切り落とされ、脳や眼球も取り除かれていました。司法解剖の先生は、殺害から遺棄するまでの3、4日で白骨状態にするには、骨から筋肉等を取り除き、茹でる等の方法を用いて骨だけの状態にした可能性も否定できないと指摘されるほどの残酷な仕様でした。

被告人は、遺体の遺棄と損壊については一部認めるものの、殺害に関しては否認しています。捜査段階から裁判中に至るまで、母の人格を冒瀆する話を作り上げ、二転三転させて真実を話さず、自らが被害者であるような言動を繰り返しました。

第一審では、無期懲役が言い渡されましたが、被告人は判決を不服とし控訴、現在その判決を待っている状況です。犯行の残忍性・凶暴性・利己的な思考を踏まえると死刑に値するケースだと思えます。

廃止派の方は、凶悪犯罪者が残酷で野蛮な罪を犯したということを忘れているようです。冤罪を恐れて犯罪に対して適切な刑罰を与えないということがあってはなりません。死刑に犯罪の抑止効果があろうがなかろうが、死刑制度の必要性とは直接関係しません。世界では死刑廃止が主流といわれますが、その国の文化に基づく考え方があり、他国の考え方に基づいたやり方を押しつけるのは間違っています。

凶悪犯罪は被害者だけでなくその家族にも多大な被害を与えます。私達は、被告人が殺害を否認している為、母はどのように殺害されたのかということがわかりません。ふとした瞬間に事件のことを思い出しては悲しみと絶望感に引きずり込まれます。現在も暗鬱な気分や倦怠感、気力の低下が続いており、事件前と同じ様には生活できなくなりました。事件発覚後2ヶ月近くは毎日のように警察に呼ばれました。私達は県外に住んでいたため、仕事を長期休職し、それぞれの部屋を引き払って県内に転居し部屋を借りました。実家は事件現場のため、現場保存と精神的な意味でも住むことはできませんでした。

その後、仕事も気力の回復の目処が立たず今年の

4月に退職しました。大切な家族をなくしただけでなく、精神的苦痛、人生設計、仕事、家、安心して生活する権利を奪われてしまいました。将来、被告人が仮釈放されたときのことを考えると、不安になります。このような被告人には、再び社会に出てきてほしくありません。

元友人に殺された父

小菅英津子

私の父は、平成20年、長年友人として付きあった男に殺害され、滋賀県の山中に遺棄されました。父は、商売をたたむ際に、その男に指南を受け、預金をその男の口座に預けていました。犯人は、そのお金を父に返せなくなり、父を山へ誘い出して殺害し、そのお金を自分のものにしました。行方不明になった4月から、遺体が見つかるまでの7か月間、私と母は本当につらく、心細い日々を過ごしました。当初2か月間は、家出人とされ、警察は捜査せず、私たちは、私立探偵に依頼しました。

その後、警察による捜査が始まり、バラバラ事件の報道があった日に、警察に呼び出され、DNA鑑定用に私の検体を採取されました。当時、私は、犯人の建てたマンションに暮らしていました。それほど父と犯人は仲が良かったのです。しかも、その男は、逮捕直前までこのマンションに毎日出入りし、何食わぬ顔で過ごしていたのです。

被害者の裁判参加制度の中で、求刑に関する意見陳述を行った際、その求刑に、死刑以外の何があるのか、私には想像がつかみませんでした。意見陳述で犯人の死刑を望むことに対して、良心の呵責が生まれるのかと想像しましたが、裁判の準備や、実際の過程を経て、そのようなことはみじんも思いませんでした。また、そう思わなかったことを恥ずかしく思うような気持ちも、一切ありません。高裁まで戦い、その犯人は無期懲役になりました。無期懲役など、遺族にとっては、本当にむなしいものです。

1人殺しただけでは容易に死刑にならないこともわかっていますが、死刑にならない今の制度の方がおかしいと思います。私が毎日一生懸命働いて払った税金が、たとえ1円でも、犯人を生き延びさせることに使われていることが腹立たしくてなりません。

死刑という言葉さえ自分の生活に全く無関係の人たちが、声高に叫ぶ死刑廃止が、なぜ注目されるのか、私にはよくわかりません。

3人も殺害した人間がなぜ死刑にならないのか？

五十嵐 邦宏

私は、4年前の平成21年11月に東京南青山で父親を殺害されました。加害者は、25年前にも妻を殺害した後で自宅に放火し、子供も焼き殺して20年間服役していました。しかも半年前に刑務所を出所したばかりでした。上野で包丁を買込み、強盗に入る家を物色し、たまたま父の住むマンションに入り込み、父の首を包丁で刺して殺害しました。

2年前の裁判員裁判による判決では、刑務所を出てから半年後の犯行に言及し「2人の命を奪った前科がありながら、強盗目的で被害者の命を奪ったことは刑を決める上で特に重視すべきである」として、求刑通り死刑を言い渡されました。

しかし、今年の6月、東京高裁で開かれた2審判決で村瀬裁判長は、「一審判決は、妻子を殺害した被告の前科を重視しすぎており誤りである」と述べ、被告が懲役20年の判決を受けて服役した妻子殺害事件については「夫婦間の口論の末の無理心中であり、強盗殺人事件との類似性はなく、更生の可能性がない」とは言い難い。前科を重視して死刑とすることには疑問がある」として、死刑とした一審の裁判員裁判判決を破棄して無期懲役を言い渡しました。加害者と被害者では、人の命の重さに違いがあることがこの判決で明らかになりました。3人も殺した人間が、なぜ死刑にならないのか憤りを感じます。

裁判員の意見を、職業裁判官は無視したのです。職業裁判官は裁判員裁判の意味をもっと重く、真摯に捉えるべきではないかと思えます。

二審で裁判官は「前科を過度に重視しすぎである」と言っていますが、加害者は、最初の事件で既に、2人の命を奪っているのです。もしも、初犯で死刑になっていたなら、3人目である私の父は被害に遭わずに済みました。初犯の裁判で判決を下した裁判長は責任を感じないのでしょうか。

この裁判では、犯人は完全黙秘のため、私は事件について真相が分かりません。来る最高裁判決では、一般国民の良識がよみがえることを期待しています。最後に、警察、検察の方々にお世話になり感謝している事を申し添えます。

殺人者の人権がそれほど大切か

加藤 裕司

平成23年9月30日、娘の「みさ」は今までになく、

連絡がないまま帰宅せず、翌日の土曜日の夕刻になっても帰ってきませんでした。土曜の夜、警察署に行方不明の届けを出しました。何らかの事件に巻き込まれたに違いないという確信の方が強かったのです。

10月6日の夜8時過ぎになって、警察の方が沈痛な面持ちでお見えになり、娘が殺害された事実を告げられました。その時は、何もかもが一瞬にして止まったような、何時間も呼吸ができないように何かに押しつぶされているような感覚でした。一気に涙がとめどもなく溢れ、悲しいとか辛いとかいうような単純な言葉ではとても表現ができませんでした。

その後、逮捕された犯人住田紘一の供述で、もっと悲惨で悲しい事実を知ることになりました。娘は、最初から強姦目的で倉庫に連れ込まれ、計画通り、抵抗させないように力いっぱい殴り倒し、身動きがとれないように手錠をはめ強姦されたのです。そして犯人は、最初から生きて返さぬと供述書にも謳っているとおり、娘の胸を刃物で何度も何度も突き刺し、それでもまだ娘は必死で命乞いをしたようです。そんな娘をあざ笑うかのようにとどめに頸動脈を掻き切って殺害したのです。

遺体を布団にくるみ車に積んで大阪に帰り、シャッター付のガレージを借り、逮捕されるまで倉庫の中で黙々と遺体の解体作業を行ったのです。娘の遺体を、頭、両手、両足、胴体の6つに切断しました。内臓を抉り出し、肋骨をポキン、ポキンと小さく折り、肉片と骨を区別し、肉片は大和川の欄干から投げ捨て、骨は近所のゴミステーションの他の家族のゴミに紛らせて捨てました。毎晩、毎晩、その作業を黙々と続け、最後の胴体の一部だけが残った段階で住田は逮捕されたのです。

逮捕1年半後、今年の2月5日から裁判員裁判が始まり、2月14日には死刑判決が言い渡されました。加



害者の弁護士は即時控訴しましたが、1か月半後、住田が直接控訴を取り下げたことから、死刑が確定しました。それだからといって嬉しく思えることなんか一つありません。どんなに願っても、みさと2度と会えることができないのですから。

私は、住田が死刑になるのは当然だと受け止めています。被告人が初犯で、殺人の数が1人だけで死刑判決になった例はない、とのこと。かつての永山基準が立ちはだかっていました。最高裁が死刑宣告を回避するために、裁判官、裁判長だけに都合の良い基準、それが永山基準なのです。住田絃一の死刑判決は、良識ある市民と裁判官、検事の手によって、裁判という特殊な世界にあったものが一般社会に近づきつつあることを物語っています。これを当たり前にしていかななくてはと思っています。

世論の8割以上が死刑制度を支持しているにもかかわらず、死刑制度に反対している弁護士や有識者の方がおられるようです。死刑囚にも人権がある、というのが常套句のようですが、人を虫けらのような扱いで殺した殺人者の人権がそんなに大切なのでしょう。

3. 弁護士の立場から

裁判員裁判における死刑判決の尊重について

弁護士 大沢 寿道

先ほど、被害者の五十嵐さんが、ご自身の事件についての話をしてくださいました。その事件では、第一審の裁判員裁判において、被告人に死刑判決が下されています。しかし、被告人が控訴をした上の東京高等裁判所は、裁判員裁判で下された死刑という判決を破棄して、無期懲役という判断を下しました。この東京高等裁判所の判断は、裁判員裁判における死刑判決を覆した最初の判断です。

この判断が、正しいものとしてまかり通ってしまった場合、裁判員裁判となって、刑事裁判に国民の一般的な感覚が反映され死刑となるべき事案が、適正に死刑と判断されたにもかかわらず、職業的裁判官によるオートマチックな先例に従うだけの杓子定規的な判断に戻ってしまいます。今回の高等裁判所による判断が、先例として認められてしまった場合、死刑を不当に制限する考え、例えを挙げれば、殺害された被害者が一人の場合には、なかなか死刑にはしないというような誤った考えが刑事裁判に蔓延していたように、通常死刑とすべき事案においても、なかなか死刑にならず、本来、正義を守るべき刑事裁判において、正義の

うか。殺された側には人権がなかったのでしょうか。死刑囚に人権など最初からありません。意図的に人を殺害した輩は、殺害したその時点から人ではなく、ケダモノなのです。

償いについては、被害者と被害者家族を納得させられるような償いでなければ意味がないのです。ただ、刑に服せば償ったことになると勘違いされては困ります。自らの死をもって詫びることが最低限の償いなのです。

更生の可能性があったはずの受刑者が、仮出所している間に再犯する。情状酌量の余地で減刑を勝ち取った受刑者が人を殺してしまう。それでも誰も責任をとらないし、職を辞したという話を聞いたことがありません。

この日本において、犯罪の被害者及び被害者の家族の辛い思いを救える制度として、納得させられる制度として、死刑制度以上のものがない以上、死刑制度を廃止することはできない、というのが私の考えです。

実現がなされないという由々しき事態が生じてしまいます。

まず、今回の事件に関して、控訴審が、裁判員裁判の死刑判決を破棄して、無期懲役と判断した理由の一つとして、先例の量刑傾向との同一性を重視したということがあります。しかし、裁判員による裁判という新しい制度へと変わった以上、先例とは異なる判断が出るということもあり得ることであり、違う判断をするということ自体には、問題はありません。では、裁判員裁判の考え方と先例の考え方が異なっていた場合、どちらが尊重されるべきなのかというと、当時、司法制度において改革が必要であると考えられ、裁判員裁判制度が新たに設けられたということからすれば、裁判員裁判における判断の方が尊重されるべきです。裁判員によって、事実認定と法律の適用がなされることに関しては積極的に認めるものの、刑罰を科す場合、特に死刑という刑罰の判断においては、職業裁判官の判断を優先すべきという考え方もありますが、裁判員法は、裁判員の行うべきこととして、「事実の認定」や「法令の適用」だけを挙げているわけではなく、「刑の量定」、すなわち、どのような刑罰を科すかという量刑の点についても、裁判員の行うべきこととしています。これは、元々、裁判員裁判制度が、一般国